

交通事故相談

相談無料

損害賠償や示談の進め方など、交通事故でお困りの方からの相談を受け付けています。

- 相談窓口／
交通事故相談所(県庁内)
☎095-895-2342
- 相談時間／
月～金曜 9時～16時
※12時～13時、土日、祝日、
年末年始を除く

県内各地での巡回相談(予約制)も毎月開催しています。

と き	と ころ
4月10日(木)	県北振興局 (佐世保市木場田町)
4月18日(金)	平戸市役所 (平戸市岩の上町)
4月22日(火)	大村市役所 (大村市玖島)
4月24日(木)	島原市役所 (島原市上の町)

※時間はいずれも10時～15時

長崎県 交通事故相談所 検索

V・ファーレン長崎 5月ホームゲーム日程

ふるさとのプロスポーツチームをみんなで応援しましょう!

◎V・ファーレン長崎(サッカー)

と き	対戦チーム
5月3日(土) 16時キックオフ	愛媛FC
5月11日(日) 14時キックオフ	モンテディオ山形
5月25日(日) 14時キックオフ	ジェフユナイテッド 市原・千葉

- ところ／ピーススタジアム
(長崎市幸町)

問合せ ㈱V・ファーレン長崎
☎0957-43-2095

V・ファーレン長崎 検索

被爆二世の健康診断

無料

次の要件を全て満たす方は期間中に1回受診できます。お住まいの市町の担当課、県立保健所またはウェブサイトでお申し込みください。

◎要件

- ①両親またはそのどちらかが原爆被爆者の方
- ②昭和21年6月4日以降に生まれた方
(広島で被爆した方は同年6月1日以降)
- ③県内に居住の方

- 申 込／4月1日(火)
～令和8年2月13日(金)

問合せ 県原爆被爆者援護課
☎095-895-2475

※長崎市にお住まいの方は
長崎市援護課
(☎095-829-1149)へ
お問い合わせください

長崎県 被爆二世健康診断 検索

春の全国交通安全運動

～てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ～

一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを高めて交通事故に遭わないよう、起こさないよう注意しましょう。

- 期 間／4月6日(日)～15日(火)

◎重点項目

- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

問合せ 県の交通・地域安全課
☎095-895-2341

長崎県 春の全国交通安全運動 検索

児童扶養手当・特別児童 扶養手当の額の改定

4月から手当額が改定されます。

- 児童扶養手当(月額)
全部支給:46,690円
一部支給:46,680円
～11,010円
- ◆第2子以降加算額
全部支給:11,030円
一部支給:11,020円
～5,520円
- ※5月定期支払い分から変更
- 特別児童扶養手当(月額)
1級:56,800円
2級:37,830円
- ※8月定期支払い分から変更

問合せ 県のこども家庭課
☎095-895-2445

※各種手当に関するご相談や手続き方法などは、お住まいの市町の担当窓口へお問い合わせください

長崎県 各種手当 検索

4～6月は狂犬病予防 注射月間です

狂犬病は、予防できる感染症です。狂犬病の感染から人と犬を守るために、年に1回、集合注射会場または動物病院で飼い犬に予防注射を受けさせましょう。また、注射後は注射済票を装着しましょう。

※集合注射会場

や日程は、各市町の窓口へお問い合わせください

問合せ 県生活衛生課
☎095-895-2364

長崎県生活衛生課 検索

被害者支援員養成講座 受講者募集

受講料無料

犯罪被害者への電話相談支援や広報活動のサポートなどを行うボランティアを養成します。

- と き／6月～11月の第2・4土曜
13時～16時
- ところ／長崎県勤労福祉会館
(長崎市桜町)
- 対 象／20歳以上でボランティア活動に意欲がある健康な方
- 定 員／15名程度
- 申 込／4月1日(火)
～5月9日(金)

問合せ (公社)長崎犯罪被害者支援センター
☎095-820-4978

長崎犯罪被害者支援センター 検索

お知らせ

特別障害者手当などの 額の改正

4月から手当額が改定されます。

- 特別障害者手当(月額)
29,590円
- 障害児福祉手当(月額)
16,100円
- 経過的福祉手当(月額)
16,100円

問合せ 県の障害福祉課
☎095-895-2453

※市にお住まいの方は各市の福祉事務所、町にお住まいの方は県の福祉事務所(小値賀町は町の福祉事務所)へお問い合わせください

長崎県 特別障害者手当 検索

情報ひろば

暮らしに役立つ情報を伝えるけん!

募 集

医療に関する修学資金 制度の利用者募集

卒業後、医師や看護職員として県内の医療機関などへ就業を希望する方に修学資金を貸与します。一定期間、指定する県内の医療機関などで勤務した場合、返還を免除します。

①医学修学資金

- 対 象／医学部医学科の学生

◎貸与内容

- 入学金・授業料(国立大学相当額。国立大学以外の学生は国立大学標準額の1.1倍)
- 専門課程での学習図書購入費(年額200,000円)
- 生活費(月額70,000円)

- 申 込／4月1日(火)
～6月30日(月)

長崎県医学修学資金 検索

②看護職員修学資金

- 対 象／看護師等学校養成所の学生

◎貸与内容

- 保健師、助産師、看護師課程(月額32,000円)
- 准看護師課程(月額21,000円)

- 申 込／4月1日(火)
～7月31日(木)

長崎県看護職員修学資金 検索

問合せ 県の医療人材対策室
☎095-895-2421

催しもの

わくわく海体験塾 「YAHHO-! 春の海」

海で魚釣りを楽しみ、釣った魚を調理する1泊2日の体験塾です。



- と き／5月10日(土)～11日(日)
- ところ／西彼青年の家
(西海市西海町)

- 対 象／どなたでも
- 定 員／30名
- 参加費／子ども 2,300円
大人 2,500円
- 申 込／4月30日(水)まで

問合せ 西彼青年の家
☎0959-32-1337

西彼青年の家 検索

県立長崎図書館 郷土資料センター企画展示 「山下アキが描く長崎」

長崎出身のイラストレーター・山下アキさんの原画展を開催します。長崎がモチーフの作品を中心に展示します。



- と き／4月2日(水)～6月8日(日)
※5月5日(月)を除く月曜日、
4月30日(水)、5月7日(水)、
6月3日(火)は休館

問合せ 県立長崎図書館郷土資料センター
☎095-826-5257

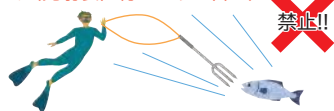
郷土資料センター 検索

海のレジャーで発射装置付きの「やす」は使用できません

弓、鉄砲、ゴム、ばねなどの発射装置が付いた「やす」は、「発射して魚介類を突き刺す『もり』」に該当し、長崎県内の海での使用を禁止しています。

違反漁具を使用した場合、罰則の対象となるため、海で遊ぶ際はご注意ください。

もり(発射装置付きやすを含む)



やす(発射装置なし)



問合せ 県の漁業振興課
☎095-895-2825

長崎県漁業調整規則 検索

はじまります! 国勢調査

国勢調査は国内の人口・世帯の実態を把握し、各種施策に反映させるための最も重要な調査です。9月下旬から調査員が各世帯を訪問して調査書類を配布しますので、ご回答をお願いします。

便利で簡単なインターネット回答がおすすめです。

- 対象／全世帯(約56万世帯)
- 回答期間／

〔インターネットでの回答〕

9月20日(土)～10月8日(水)

〔調査票での回答〕

10月1日(水)～8日(水)

※10月1日現在の状況を回答いただきます

問合せ 県の統計課
☎095-895-2225

長崎県 国勢調査 検索

看護職の免許をお持ちの方は届け出をお願いします

保健師、助産師、看護師や准看護師の免許をお持ちの方で、現在、業務に従事されていない方は、届け出をお願いします。相談員(現場経験のある看護師)が再就職を支援します。

- 対象／

- ①病院、診療所、介護保険施設、社会福祉施設、保健所などを退職した方
- ②保健師、助産師、看護師、准看護師として業務に従事していない方
- ③免許取得後、すぐに就業しない方

- 届け出方法／

届け出専用サイト

「とどけるん」に登録

または県ナースセンターへ電話



問合せ 長崎県ナースセンター
((公社)長崎県看護協会)
☎0957-49-8060

とどけるん 検索

「長崎県版図柄入りナンバープレート」で長崎を発信しよう!

交付手数料に加え、1,000円以上の寄付でカラー版が交付されます。寄付金は交通サービスの改善などに役立てられます。



- 交付手数料／

8,400円～(モノトーン)

※ディーラーや整備工場などに依頼する場合、別途手数料がかかります

問合せ 県の地域づくり推進課
☎095-895-2241

長崎県 図柄入りナンバープレート 検索

旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族に補償金・一時金を支給します

①補償金

- 対象／優生手術などを受けた方およびその配偶者(死亡している場合はその遺族)

- 支給額／本人 1,500万円
配偶者 500万円

②優生手術等一時金

- 対象／優生手術などを受け、生存している方

- 支給額／320万円

③人工妊娠中絶一時金

- 対象／旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶などを受け、生存している方

- 支給額／200万円

※②を受給した場合は支給されません

①～③共通

- 請求期限／令和12年1月16日



問合せ 県のこども家庭課
☎095-895-2446

長崎県 旧優生保護法 検索

地域コミュニティ活動に参加しましょう!

自治会・町内会は、互いに協力し、支え合いながら、子どもからお年寄りまで誰もが安心・安全に暮らせる住みよいまちづくりに取り組んでいます。「地域の一員」として、さまざまな行事や活動を通して親睦を深めましょう。この春、新しい土地へ転入された皆さんも、まずは自治会・町内会に加入し、身近な活動から参加してみませんか。

問合せ 県の地域づくり推進課
☎095-895-2245

長崎県 地域コミュニティ 検索